

2021年4月23日

## 新型コロナウイルス感染症拡大予防のための協力要請 (ステージⅢ)

I 区 域 岡山県全域

II 期 間 令和3年4月26日(月)から5月16日(日)まで

### III 実施内容

急速に感染が拡大し、ステージⅢに到達したため、県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、特にゴールデンウィークに向けた取組等について県民、事業者等に対し、以下のとおり協力要請する。

#### 1 県民への協力要請

- (1) 夜間の不要不急の外出(飲酒を伴う会食等)を自粛すること。
- (2) 黙食や個食、会話の際のマスク着用などの感染予防を徹底すること。
- (3) 高齢者の方は、地域で集まって行う会食やカラオケなどは自粛すること。
- (4) 業種別ガイドライン等を遵守していることが確認できない施設、店舗等の利用を控えること。
- (5) 感染拡大地域(緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置)に指定された地域との不要不急の往来は極力控えること。また、帰省・旅行、不特定多数が集まる場(イベント、集客施設等)に行くことは慎重に検討すること。特に、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行等を厳に控えること。
- (6) 「三つの密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を防止する「新しい生活様式」の実践を徹底すること。
- (7) 軽い風邪の症状(倦怠感、咽頭痛等)がある場合は、発熱がなくても、かかりつけ医や診療・検査医療機関等を受診し、通勤、通学、外出等を止めること。

#### 2 イベント主催者、大規模な集客施設(遊園地、観光施設、大規模小売店、商業施設等)への協力要請

- (1) 県外から参加が見込まれるイベントを自粛すること。
- (2) 感染防止策が徹底されない場合は、イベント開催を自粛すること。
- (3) イベント、催物等の開催方法の変更(規模縮小、無観客化、分散開催)や延期を検討すること。
- (4) マスクの着用、手指消毒、換気、大声禁止、会場での飲食制限を徹底すること。
- (5) 参加人数制限の遵守や入場整理の強化等により密集回避・感染防止策を徹底すること。
- (6) イベント開催前後の直行・直帰を呼びかけること。

### 3 事業者への協力要請

- (1) 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組に努めること。
- (2) 職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止のための取組を行うこと。
  - ・手洗い、手指消毒及び咳エチケットを行うこと。
  - ・職員同士の距離を確保すること。
  - ・事業場の換気を励行すること。
  - ・複数人が触る箇所を消毒すること。
  - ・発熱等の症状が見られる従業員の出勤を自粛すること。
  - ・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせるなどの措置を行うこと。
  - ・寮など共同生活の場での感染防止対策を徹底すること。

### 4 飲食店等への協力要請

- (1) 飛沫による感染防止（アクリル板設置、利用者の適切な距離の確保等）に努めること。
- (2) 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用を自粛すること。
- (3) その他、業種別ガイドライン遵守を徹底すること。

### 5 大学等への協力要請

- (1) 大学における感染状況を踏まえ、学生へ「県民への協力要請」を周知すること。
- (2) 学生の部活動、課外授業の実施について慎重に対応すること。
- (3) 学生寮における感染防止対策を徹底すること。

### 6 高齢者施設・医療施設等への協力要請

- (1) 新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底すること。
- (2) 面会を自粛すること。
- (3) 職員の日々の健康管理を徹底すること。また、発熱等の症状がある場合は出勤させないこと。

### 7 コロナ患者を受け入れていない医療機関への協力要請

- (1) 臨時転換型重症病床への医療従事者の出向について、可能な限り協力すること。
- (2) 隔離解除されたが引き続き入院が必要な患者の転院を受け入れること。